

# 入札約款

第1条 入札は安房郡市広域市町村圏事務組合財務規則を心得、別冊設計書、仕様書及び図面により予定価格以下の最低価格（ただし、最低制限価格付設の場合は最低制限価格以上）をもって落札とする。

落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちにくじで落札人を定める。

第2条 次の各号の一に該当するときは、入札を無効とする。

- 1 入札人又はその代理人が2枚以上の入札をしたとき
- 2 入札人が協定して入札したとき
- 3 入札に際して不正の行為があったとき
- 4 入札書の記載事項により必要事項が確認できないとき
- 5 入札書記載の金額訂正をしたもの
- 6 入札者氏名の下に押印のないとき
- 7 入札の書類に不備不足があったとき

第3条 いったん差し出した入札書は引き換え、変更又は取り消しをすることができない。

第4条 入札保証金は特に免除する。